

## 二つの訴訟

ビキニ事件にかんし、横裁（高知地裁）を起こしています。援することを決めていました。

山さんら元漁船員は「ビキニ損失補償訴訟」（高知地裁）と「船員保険による労災の適用を求める（ビキニ被ばく船員訴訟」（東京地裁）

船員訴訟は、今月26日に第1回口頭弁論が開かれます。日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は、6月の総会で船員訴訟を支援することを決めました。

### 最良の漁場破壊

54年の核実験だけで仲間の弔い合戦

横山さんが乗つたどりの漁船もマグロが多くそれる最良の漁場だったマーシャル海域をめざしました。アメリカはその海域を勝手に核実験場にし、戦後直後46年から58年にかけて67回も核実験を行いました。

当時、漁船員は航海中、売り物にならない漁獲物を食べ、海水でシャワーを浴びるのが当たり前でした。それらは核実験による放射能で汚染されており、多くの漁船員が内部被ばくにさらされたので

横山さんが乗つた漁船で、放射能検査を行う90トのマグロを捨てるよう命じられた。

54年の第11富佐丸は、54年の第11富佐丸だけでした。

「漁船員が被ばくしたこと黙っておいたのが悪いよ。政治家が一番よくない。室戸でも土佐清水でも多くの仲間が40代、50代で死んだ。水爆実験のせいだと思う。訴訟はその弔い合戦や。核実験で被害者をうけた私らはほつたらかしや。孫が社会人になるまでがんばらないといけない」

横山さんは、原告の1人となり、日米「政治決着」によってアメリカに損害賠償を求められる権利を奪われることに対し、国に損失補償を求める訴訟を高知地裁に起こしています。

高知地裁は6月17日、原告の高齢、体調不良などを考慮して士佐清水市内で証拠保全のための証人尋問（非公開）をおこない、横山さんや谷脇壽和さんら4人が証言に立ちました。

（阿部活士）